

新潟市南区における感謝状贈呈に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、南区の発展等のために特に功労のあったものに対する感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 感謝状の贈呈は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について南区長が審査会に諮って行う。ただし、過去において、同一の理由で新潟市表彰条例（昭和38年新潟市条例第8号）、その他の条例、規則又は要綱に基づく市長の表彰を受けたことのある個人又は団体については、贈呈しない。

- （1） 地域社会の発展に尽くしたもの
- （2） 保健衛生又は社会福祉の増進に尽くしたもの
- （3） 道路、河川、公園その他公共施設の良好な生活環境の維持管理に尽くしたもの
- （4） 前各号に掲げるもののほか、特に感謝状を贈呈することが必要と認められるもの

（審査会）

第3条 感謝状の被贈呈者を決定するため、審査会を設置する。

- 2 審査会の委員は、南区自治協議会会長、南区自治協議会副会長及び南区長、南区副区長、南区役所地域課長をもって充てる。
- 3 前項に規定する委員本人が審査の対象となったときは、その議事に参与することができない。

（贈呈時期等）

第4条 感謝状の贈呈は、年1回行うものとする。ただし、被贈呈者がいない場合はこの限りでない。

（贈呈方法）

第5条 感謝状は、南区長が贈呈するものとする。

（記録及び公表）

第6条 感謝状の被贈呈者の功績を記録するため感謝状贈呈者原簿を備える。

- 2 感謝状原簿には、感謝状の被贈呈者の氏名その他必要な事項を記録し、原則として公表するものとする。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は南区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

新潟市南区における感謝状贈呈に関する要綱に基づく推薦基準（参考）

要綱第2条の規定による、施行細則第2条1項1号の贈呈基準「功勞の基準については、具体的業績に、営利性、宣伝性がなく、地道な活動や人目に付かない分野であっても、南区民の人心に刺激と明朗感を与え、その活躍及び価値が認められるもの」とは、以下の推薦基準を参考として、南区各コミュニティ協議会から被贈呈者の推薦を受けることとする。推薦に基づき被贈呈者候補を要綱第3条の審査会に諮り感謝状贈呈者を決定する。

条項	条項内容	推薦基準	推薦対象例	具体例
1	地域社会の発展に尽くしたもの	◎永年(個人5年,団体10年以上)にわたる社会奉仕,自治会・町内会活動	◎自治会等でのボランティア活動 ◎防犯・交通事故防止・防災などの活動者・団体	・自治会・町内会活動に多大な貢献をしている人・団体 ・地域の防犯・防災活動に多大な貢献をしている人・団体 ・ボランティア除雪 ・セーフティスタッフ,交通安全団体や〇〇を良くする会など
2	保健衛生又は社会福祉の増進に尽くしたもの	◎永年(個人5年,団体10年以上)にわたる保健衛生指導,障がい者や要支援者等の援助など福祉的模範行為	◎保健衛生団体,社会福祉団体,自治会などの保健衛生,医療関係等の功勞 ◎区民の健康増進や介護福祉等の功績 ◎区民による援助ボランティア等	・自治会の一人暮らし見守り活動 ・障がい者雇用の推進企業 ・老人慰問等のボランティア団体
3	道路,河川,公園その他公共施設の良好な生活環境の維持管理に尽くしたもの	◎永年(個人5年,団体10年以上)にわたり公共施設の維持管理を行っている者・団体 ◎公共施設に物件又は土地を無償または著しい低価による長期間(10年以上)の使用提供	◎ボランティアにより公共施設の維持管理に貢献した者・団体 ◎有償であっても著しい低価により永年にわたる貢献,功勞があった者・団体	・ボランティアの公園清掃など 〇〇を守る会など ・自治会共有地などを公共施設へ無償貸与
4	前各号に掲げるもののほか,特に感謝状を贈呈することが必要と認められるもの	◎審査会により必要と認めるもの	◎永年,日常的に継続している行いや活動が区民の模範や区民に刺激・感動を与えている者・団体 ◎行動・活動が区民に大きく良好な反響を与えた者・団体	・区民の模範行為が報道等により社会に大きな反響を与えた場合など

在任期間の計算など

- (1) 期間の計算は月をもって行い、毎年10月現在で計算する。
- (2) 活動が中断した場合又は終了した後その活動を再開した場合は、その前後の活動期間を通算する。
- (3) 表彰を受けるべき者が表彰式以前に退任又は死亡している場合は、本人又は遺族に贈る。
- (4) 感謝状の被贈呈者には記念品を贈る。

※平成29年4月1日より施行

新潟市南区における感謝状贈呈に関する施行細則（案）

（趣旨）

第1条 この細則は、新潟市南区における感謝状贈呈に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、感謝状贈呈に関し必要な事項を定めるものとする。

（贈呈基準）

第2条 要綱第2条に規定する基準については、次の各号に掲げるところによる。

- （1）功労の基準については、具体的業績に、営利性、宣伝性がなく、地道な活動や人目に付かない分野であっても、南区民の人心に刺激と明朗感を与え、その活躍及び価値が認められるもの
- （2）前号の規定にかかわらず審査会で特に必要と認められるもの
- （3）活動等の期間の計算は、月をもってし、事由行為の属する月から調査日の属する月までの期間をもって計算する。ただし、調査日現在において、事由行為を終了している場合は、当該終了月までの期間とする。

（審査会）

第3条 感謝状の被贈呈者の対象となるものは、要綱第2条の基準において、南区感謝状贈呈候補者推薦書（別記様式1号）により推薦するものとし、要綱第3条に規定する審査会において感謝状の被贈呈者としての審査を受けるものとする。

- 2 審査会は南区長が招集するものとする。
- 3 審査会の会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の事務局は南区総務課が主管する。
- 5 審査会の内容は公表しない。
- 6 審査の結果は、南区総務課長が感謝状の被贈呈者として推薦されたものに報告するものとする。

（贈呈時期）

第4条 感謝状贈呈は贈呈式をもって行うものとする。

- 2 感謝状の被贈呈者の対象となるものの調査は、毎年10月1日を基準日として南区各コミュニティ協議会に推薦依頼を以って行うものとする。

（記録及び公表）

第5条 感謝状の被贈呈者を記録するため南区感謝状原簿（別記様式2号）を備え、次の各号に掲げる事項を記録し、公表する場合は次の事項とする。

(1) 被贈呈者の氏名または団体の名称及び住所

(2) 贈呈の理由

(3) その他必要な事項

2 感謝状の被贈呈者として推薦されたもののうち、感謝状贈呈の対象とならなかったものの記録は公表しない。

(個人情報)

第6条 南区感謝状原簿(別記様式2号)に記載された情報や提出された資料等の情報は、南区感謝状贈呈の目的以外には使用しないものとする。

2 提出された資料等は審査会の結果にかかわらず返却しないものとする。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。